

JSASS の機関リポジトリ等への対応方針

平成 26 年 11 月 21 日 日本航空宇宙学会理事会

日本航空宇宙学会の論文集等掲載論文を電子媒体によって全文転載する場合の許諾申請への対応方針を、以下のように定めます。

電子媒体による全文転載には機関リポジトリと個人リポジトリがあります。機関リポジトリとは研究機関や大学及び企業の図書館において、雇用研究者の論文集等掲載論文を自らの機関で保有するサーバーに保存・公開することです。個人リポジトリとは著者が自分の論文等を自分個人のサーバーに保存・公開することです。

	機関リポジトリ	個人リポジトリ
<p>日本航空宇宙学会誌の記事等</p> <p>(本会は、1998 年以前に刊行した記事等の全文を J-Stage で閲覧できるようにしています。)</p>	<p>非営利目的であって、掲載後 5 年を経過している記事等については、著者が所属する機関からの機関リポジトリ許諾申請に対して、著者の承諾を受けていること、出典を明記すること、出版社版を公開することを条件として原則許諾します。</p>	
<p>日本航空宇宙学会ジャーナル誌論文 (和文論文集、Trans. JSASS、航空宇宙技術、Aerospace Technology Japan)</p> <p>(本会は、刊行後 5 年を経過した論文等の全文を J-Stage で閲覧できるようにしています。)</p>	<p>非営利目的であって、掲載後 5 年を経過している論文等については、著者が所属する機関からの機関リポジトリ許諾申請に対して、著者の承諾を受けていること、出典を明記すること、出版社版を公開することを条件として原則許諾します。</p>	<p>本会は、著者が自分の論文等を自らの用途のために使用することについて制限をしていないので、個人リポジトリについて許諾申請を行う必要はありません。ただし、本会は著作権を有していることから、個人リポジトリを行う場合には、出典の明記をお願いいたします。</p>
<p>日本航空宇宙学会主催の講演会論文のうち、日本航空宇宙学会に著作権を委譲しているもの</p>	<p>非営利目的であって、著者が所属する機関からの機関リポジトリ許諾申請に対して、著者の承諾を受けていること、出典を明記すること、出版社版を公開することを条件として原則許諾します。</p>	